

日本体育測定評価学会 学会役員選出に関する規定

（趣旨）

第1条 この規定は、会則第9条に規定する役員を選出に関し、必要な事項を定める。

（選出の時期）

第2条 すべての役員を選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

（選出の種別と人数）

第3条 この規定により選出される役員と人数は、会則第9条の規定により次の通りとする。その他、別に定める常任理事規定により常任理事を選出する。

- | | |
|---------|-------|
| 1) 会 長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 3名以内 |
| 3) 理事長 | 1名 |
| 4) 副理事長 | 2名以内 |
| 5) 理 事 | 20名程度 |
| 6) 評議員 | 10名以内 |
| 7) 監 事 | 2名 |

（資格）

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙投票日の2箇月前現在の会員名簿に掲載されている正会員とする。

（理事選挙の形態）

第5条 理事は、正会員の直接選挙により選出する。

（選出の方法）

第6条 理事の選出方法は、次の通りとする。

- 1) 会長、副会長、監事は、理事会において選出する。
- 2) 理事は正会員による3名連記無記名投票として7名を選出する。会長は推薦理事として若干名を任命することができる。
- 3) 理事選挙は、(一社)日本体育・スポーツ・健康学会の専門領域選出代議員選挙を兼ねて行い、選挙結果の上位者から順に当領域に割り当てられた定数が(一社)(一社)日本体育・スポーツ・健康学会の代議員となる。

但し、(一社)日本体育・スポーツ・健康学会の専門領域選出代議員選挙を兼ねて行うことができない場合には、理事選挙を単独で実施することができる。

- 4) 会長は副会長との協議によって、常任理事を10名程度推薦することができる。常任理事に関する規定は別に定める。
- 2 会長、副会長は、理事以外からも選出ができる。ただし、理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に理事となる。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出する。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち、次のものは無効とする。

- 1) 規定用紙以外のもの
- 2) 定数を超えて記入したもの
- 3) 氏名以外の文字または記号を記入したもの

(当選の決定)

第8条 選挙による理事の決定は、有効投票の最多得票者から7名とする。ただし、同点者がある場合は、選挙管理委員会で抽選し決定する。

- 2 理事選出後に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときは、選挙管理委員会で抽選し決定する。

(辞退の届け出)

第9条 選挙により選出された理事が、その就任を辞退するときは、通知が到着した日から1週間以内にその理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 理事選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員は5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つ。
- 5 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1カ月前に、公示しなければならない。

- 6 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員が届け出た住所に送付しなければならない。
- 7 委員会は、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

（細則の改廃）

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

付 則

- 1 この規定は、平成17年度の役員改選から適用する。
- 2 この規定は、平成15年7月5日から施行する。
- 3 この規定は、平成16年3月13日から施行する。
- 4 この規定は、平成22年9月9日、一部を改正し施行する。
- 5 この規定は、平成23年2月27日、一部を改正し施行する。
- 6 この規定は、平成24年2月26日、一部を改正し施行する。
- 7 この規定は、平成25年2月23日、日本体育学会の一般社団法人への移行に伴い文言を修正し施行する。
- 8 この規定は、平成26年3月9日、一部を改正し施行する。
- 9 この規定は、令和4年3月5日、日本体育学会の学会名称変更に伴い文言を修正し施行する。